平成２９年（フ）第１１１１号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３
上飯田第二市街地住宅１棟821号
債務者　濱本　浩一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９号
三重県尾鷲市中川23番13号
債務者　中村　有里
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第４０号
滋賀県長浜市湯次町155番地ブリリアンスシティ201号室
債務者　井上真理子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県美方郡新温泉町芦屋853番地
債務者　久門　伸一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県淡路市富島1243番地、従前の住所兵庫県淡路市野島蟇浦473番地１　蟇浦団地２104
債務者　藪下　俊一
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目354番地　ドリームマンションⅠ　102号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字高山632番地
債務者　田中眞智子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目354番地　ドリームマンションⅠ　102号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字高山632番地
債務者　田中　成佳
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字太田東106番地８
債務者　三上　春美
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第１７８号
大分市上野町３番16号（コーポワカバ101）
債務者　五郡　信幸
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
大分市大字常行121番地の７
債務者　相沢由美子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９８号
大分市大字八幡12番地（木本アパート２）
債務者　篇藤　雄司
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０８号
大分市大字羽屋146番地の４（サワミコーポⅡ201）
債務者　秦　　幸恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０１号
宮崎市天満３丁目７番20号
債務者　石井　竜司
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９１号
広島県福山市大門町３丁目27番37―102号　アルカディアＤ
債務者　小野　　重
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１０４号
広島県福山市水呑向丘177番地　ヴィラナリー水呑２―402
債務者　砂田　成人
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１０５号
広島県福山市多治米町６丁目16番30号　河村アパート２Ｆ
債務者　藤原　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１０７号
広島県福山市木之庄町５丁目８番22―402号
債務者　藤井　則幸
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係